

平成二十二年十月二十一日提出
質 問 第 八 〇 号

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案に関する質問主意書

提出者 山口 俊一

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正す

る等の法律案に関する質問主意書

政府は、高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案を第七十四回通常国会に提出し、継続審議となっている。第七十六回臨時国会でも審議を予定であったと承知しているが、平成二十二年十月十九日の日本経済新聞朝刊の二面によると、衆議院国土交通委員会で他の法案審議を優先するため成立を断念する方針を固めた旨の報道がなされた。これは、民衆党が国民に約束した高速道路四車線化の推進や、マニフェストの高速道路原則無料化にも関わる重要な事項だと考える。

これを踏まえて、次の事項について質問する。

一 この度の報道の真偽は如何。政府の方針を明確にお聞かせいただきたい。また、この法案が廃案になることよって政府が四国に約束をしていた高松道の四車線化の実現についての見通しはどうかお教えいただきたい。

二 仮に、この法案が廃案となったとしても、国民に約束した高速道路の四車線化は、別途財源を設けて早

期に整備すべきだと考えるが、政府の考えをお聞かせいただきたい。また、その際の、事業にかかる財政フレーム、特に国と地方の負担の割合や地方負担額に対する財政措置のあり方について、政府の考えをお聞かせいただきたい。

三 前原前国土交通大臣は、先の参議院選挙徳島選挙区候補者の応援演説にて、今回の法案に伴う高速道路の料金見直しについて、法案の見直しを行う旨の発言をされていたが、この度の法案成立断念は、前原大臣の発言を踏まえた見直しの中で、四国を区別する不適切な内容の法案だと認識したので廃案とすることとしたのかどうか、政府の認識をお聞かせいただきたい。

四 この後、この法案が廃案となったとして、今の割引制度はいつまで継続されるのか、政府の考えをお聞かせいただきたい。また、現行の割引制度が終了したと仮定した場合、本州四国連絡道路の通行料金はいくらになるのかお教えいただきたい。また、その料金が全国的に適正な金額かも併せてお聞かせいただきたい。

五 政府は、高速道路の原則無料化について、現在はどうのようにお考えなのか、前国会で主張された全国統一料金との整合性に触れつつお教えいただきたい。その際、四国島内及び本州四国連絡道路だけ先行的に

無料化を社会実験として行う用意はあるかもお聞かせいただきたい。
右質問する。